

松江市情報公開審査会答申
(答申第8号)

令和5年5月

松江市

別 紙

答申第 8 号

答 申

1 審査会の結論

松江市教育委員会教育長が審査請求人に対し、令和 2 年 4 月 27 日付（生指第 35 号）公文書部分公開決定通知書でした公文書部分公開決定により、当該通知書に添付した公文書公開に係る文書目録の「文書名」欄記載の各文書について、「非公開内容」欄記載の内容を非公開とした部分公開決定は妥当である。

2 事案の概要

(1) 審査請求人は平成 30 年 3 月 30 日に次の文書（以下「本件公開請求文書」という。）の公開を求めた。

ア 平成 27 年度第 4 回以降に開催された松江市いじめ問題対応専門家会議が現場の学校等に行った調査の過程の録取録、及びその調査記録をまとめた委員説明用資料

イ 平成 28 年度における教育委員による聞き取りの記録

ウ 松江市いじめ問題対策連絡協議会設置条例第 12 条第 2 号により松江市いじめ問題対応専門家会議が調整を行った記録

(2) 松江市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）は、平成 30 年 4 月 12 日、上記(1)の文書はいずれも文書不存在であるとして非公開決定を行った。

(3) 審査請求人は、平成 30 年 4 月 16 日、上記非公開決定の取消しを求めて審査請求を行った（以下「前件審査請求」という。）。

審査庁は、松江市情報公開審査会に諮問し、その答申を得て、令和 2 年 4 月 20 日、上記(1)ア及びウについて非公開とした決定を取り消し、上記(1)アに関し「予備調査報告書」及び「意見書案」を、上記(1)ウに関し「松江市立〇〇中学校保護者の意向（概要）」を対象文書（以下「予備調査報告書」「意見書案」「松江市立〇〇中学校保護者の意向（概要）」を合わせて「本件対象文書」という。）として、松江市情報公開条例（以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の決定を改めて行う旨、及び前件審査請求のその余の部分棄却する旨の裁決（以下「前件裁決」という。）を行った。

(4) 実施機関は、審査請求人に対し、令和 2 年 4 月 27 日付（生指第 35 号）公文書部分公開決定通知書により、当該通知書に添付した公文書公開に係る文書目録の「文書名」欄記載の各文書すなわち本件対象文書について、「非公開内容」欄記載の内容（以下「本件非公開部分」という。）を「非公開の根拠」欄及び「非公開の理由」欄記載の理由により非公開とした（以下「本件部分公開決定」という。）。

審査請求人は、令和 2 年 8 月 13 日、本件非公開部分の公開及び本件対象文書以外に

も公開すべき文書が存在するとして、その公開を求めて本審査請求を行った。

3 当事者の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

ア 本件対象文書（①予備調査報告書、②意見書案、③松江市立〇〇中学校保護者の意向（概要））にかかる本件非公開部分について、非公開事由については限定的に又は厳格に解釈すべきであり、本件非公開部分は条例所定の非公開事由に該当しない。

イ 実際に存在しているが市教委が存在を認めない以下の文書の公開を求める。

④2016年10月21日及び11月4日に専門家会議会長が当該学校に行き学校関係者から聴取を行った記録及び取得した文書（以下「専門家会議会長聴取記録」という。）

学校教育法施行規則第28条により学校に備え付けなければならない帳簿として学校日誌等が当該学校に保管されているはずである。前件審査請求にかかる情報公開審査会では当該学校に対する調査を実施していない。

⑤2016年12月28日に市教委職員が被害生徒保護者に対して2017年1月13日に開催予定の専門家会議に諮る意見書の報告及び意見書の内容について保護者が訂正（確認）を求めた事項の記録（部活顧問の指導、対応に対する追加調査の位置付けを含む。）（以下「2016年12月28日協議記録」という。）

同日、市教委職員と被害生徒保護者間で協議が行われ、その場で市教委職員が記録をとっていた。

⑥その他市教委職員、専門家会議委員が作成したメモ等のうち、組織共用のための文書とされるもの（以下「その他委員メモ」という。）

専門家会議を開催するのに委員が何のメモも作成しないはずがない。

(2) 実施機関の主張の要旨

ア 本件対象文書（①予備調査報告書、②意見書案、③松江市立〇〇中学校保護者の意向（概要））にかかる本件非公開部分については、

- ・被害生徒氏名や被害保護者氏名等であって個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ・専門家会議における意見であって、市の機関における審議、検討又は協議に関する情報であり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの

であるため公開しない。

イ ④専門家会議会長聴取記録

予備調査報告書及び意見書案のほかは、公文書公開請求で求める文書に該当するものは存在しない。

⑤2016年12月28日協議記録

同日の協議記録は作成していない。

⑥その他委員メモ

公文書公開請求で求める文書に該当するものは存在しない。

4 審査会の判断

(1) 条例第7条各号は非公開事由を定めており、

ア 同条第2号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については個人情報として、

イ 同条第5号は「市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については審議・検討・協議情報として、

いずれも非公開となることを定めている。

(2) ア 本件対象文書（①予備調査報告書、②意見書案、③松江市立〇〇中学校保護者の意向（概要））にかかる本件非公開部分のうち、

- ・学校名、被害生徒氏名、被害保護者氏名、加害生徒氏名、日時・会場・参加者は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの
- ・被害生徒の状況、被害生徒保護者の状況や要望、被害生徒保護者への聞き取り実施状況や聞き取り内容、被害生徒保護者への対応状況、加害生徒の状況は、被害生徒が経験した事案の具体的内容、被害生徒や加害生徒の学校生活等の状況や心身の状況、被害生徒やその保護者の心情などであり、一般には公開を望まないものであるから、これらの事項は公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ・専門家会議における意見は、市の機関における審議、検討又は協議に関する情報であり、これが公開されると、例えば当事者の一方にも原因があるとする意見や他方を擁護するような意見に対する外部からの批判を恐れて、そのような意見を述べるのが心理的に困難になり、自由な議論が阻害され、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであり、事後であってもこれが公開されることになると将来における自由な議論が阻害され、やはり意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

であるため非公開とすることが適当である。

イ ④専門家会議会長聴取記録、⑤2016年12月28日協議記録、⑥その他委員メモについて、本審査請求においてその存否について審理判断をすることは失当であ

る。

審査請求人は、本件公開請求文書として、これらの文書が存在すると主張していると思われる。しかし、前件裁決では、本件対象文書について条例第 11 条第 1 項の決定を改めて行うとされたほかは、前件審査請求のその余の部分は棄却されているから、前件裁決により本件公開請求文書として公開すべき文書としては、本件対象文書のほかには存在しないことが確定している。したがって、本件対象文書のほかにも文書が存在する旨の審査請求人の主張は、本件部分公開決定に対する異議事由とはならないから、同主張は失当である。

- (3) 以上のとおり、本件非公開部分は条例第 7 条第 2 号に定める個人情報又は同条第 5 号に定める審議・検討・協議情報に該当すると言えるから、本件非公開部分を非公開とした本件部分公開決定は妥当である。また、④専門家会議会長聴取記録、⑤2016 年 12 月 28 日協議記録、⑥その他委員メモとして公開すべき文書が存在するとの審査請求人の主張は理由がない。

- 5 審査会の処理経過等
別記のとおりである。

別記

1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和2年10月13日	松江市教育長（以下「審査庁」という。）から諮問
令和2年11月17日	審査請求人から反論書及び口頭による意見陳述申立書を受理
令和2年11月26日 （審査会第1回目）	審議
令和2年12月24日 （審査会第2回目）	審議
令和3年5月21日 （審査会第3回目）	審議
令和3年7月15日 （審査会第4回目）	審議
令和3年8月20日 （審査会第5回目）	審議
令和3年12月7日 （審査会第6回目）	審議
令和4年3月17日 （審査会第7回目）	審査請求人から口頭による意見陳述、審議
令和4年8月4日 （審査会第8回目）	審議
令和5年1月13日 （審査会第9回目）	審議
令和5年5月26日	審査庁に対して答申

2 松江市情報公開審査会委員名簿

令和3年8月31日まで

氏名	所属等	備考
朝田 良作	消費者ネットしまね代表	会長
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
佐々木 和子	総務省行政相談委員	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

令和3年9月1日から

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
川岡 佳子	総務省行政相談委員	
熊谷 優花	弁護士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

3 本件関連条例等（抜粋）

【松江市情報公開条例】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館その他の市の施設又は機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 略
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独

立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)・(4) 略

(5) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 略

(公開請求に対する措置)

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨（一部を公開するときは、公開しない部分及びその理由を含む。）及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2・3 略

【いじめ問題対策連絡協議会等設置条例】

(所掌事務)

第 12 条 専門家会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 略

(2) 松江市立小学校、中学校、義務教育学校及び女子高等学校におけるいじめに関する通報及び相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなど問題の解決に向けての指導、助言及び支援を行うこと。

(3)～(5) 略

【学校教育法施行規則】

第 28 条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

(1) 学校に係りのある法令

(2) 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

(3) 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

(4) 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

(5) 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

(6) 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

(7) 往復文書処理簿

2 前項の表簿（第 24 条第 2 項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5 年

間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

- 3 学校教育法施行令第31条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。